

旅館業法施行条例の改正の内容

客室の定員に係る改正

施行期日 平成19年4月1日

一客室当たり、宿泊者一人に必要な最低面積が以下のように改正されました。

	改正前	改正後
洋室	6.6㎡	4.5㎡
和室	5.0㎡	3.3㎡

(例) 6畳和室(10㎡)の場合、改正前(定員2人) 改正後(定員3名)

レジオネラ症発生防止に係る改正

施行期日 平成19年7月1日

1 衛生管理に関する基準

(1) 浴槽水を循環ろ過する場合の衛生管理

ろ過器および配管等に関する衛生管理

ろ過器は、**1週間に1回以上**逆洗浄等の洗浄を行うとともに、消毒を行い、生物膜等の汚れを除去すること。

集毛器は、**毎日**清掃を行うこと。

配管は、**1週間に1回以上**洗浄および消毒を行い、生物膜を除去すること。
浴槽水を塩素系薬剤等で消毒すること。

塩素系薬剤を使用する場合

遊離残留塩素濃度は**0.2~0.4 mg/l**を保つこと。また、遊離残留塩素濃度を**定期的(毎日1回以上)**に測定し、その記録を**3年間**保存すること。

塩素系薬剤以外で消毒する場合

オゾン、紫外線等の塩素系薬剤と同等の効力を有する方法を用いること。
打たせ湯、シャワーに循環している浴槽水を使用しないこと。

(2) 浴槽水の換水

浴槽水の循環の有無にかかわらず以下の衛生管理を行ってください。

循環式以外の浴槽 **毎日換水**し、浴槽を清掃すること。

かけ流し浴槽()

循環式浴槽

1週間に**1回以上の頻度**で換水し、浴槽を清掃すること。

() 常時、原湯が浴槽に供給されており、その1日供給量が浴槽の容量以上のもの

(3) 浴槽水の水質検査および結果の掲示

施設の清掃や消毒などの衛生管理が適切に行われているかどうか確認するために定期的に浴槽水の水質検査を行い、その結果を掲示してください。

浴槽水の基準と水質検査の頻度

基準に適合するように衛生管理を徹底してください。

【浴槽水の水質基準】

項目	基準	項目	基準
濁度	5度以下	大腸菌群	1個/ml以下
過マンガン酸カリウム消費量	2.5mg/l以下	レジオネラ属菌	10cfu/100ml未満

【浴槽水の検査頻度】

	〔浴槽〕	〔消毒の方法〕	〔頻度〕
【循環式以外】	毎日換水が行われている浴槽		1年に1回以上
	かけ流し()		
【循環式】	毎日換水が行われている浴槽		1年に1回以上
	循環式浴槽(毎日換水が行われている浴槽を除く。)	塩素系薬剤による方法	6ヶ月に1回以上 (ただし、当該浴槽で気泡発生装置を使用する場合、 レジオネラ属菌の検査は3ヶ月に1回以上 の頻度で行うこと)
		塩素系薬剤による方法以外の方法	3ヶ月に1回以上

常時、原湯が浴槽に供給されており、その1日当たりの供給量が浴槽の容量以上のもの水質検査の頻度は、浴槽の構造形態(循環式か循環式以外)と浴槽水の消毒の方法により規定しています。

浴槽の区分に従って、**定期的に水質検査を行ってください。**(検査項目:水質基準項目)

水質検査は、原則として浴槽ごとに行ってください。ただし、複数の浴槽が一つの循環系統で繋がっている場合(同一循環系統)は、それらの浴槽の中の代表的な浴槽について検査を行うことでも構いません。

検査結果の掲示と結果の保存

最新の検査結果を脱衣場等、**利用者の見やすい場所に掲示し**、その結果は**3年間**保存してください。

レジオネラ属菌が検出された場合は

施設の点検を行い、清掃・消毒等を再徹底し、不備を改善すること。

改善後は、再度、水質検査を行い、レジオネラ属菌が「10 cfu/100ml未満」であることを確認すること。

改善にあたっては、必要に応じて保健所や設備メーカー等の専門家に相談し適切に対応するようにしてください。

(4) 貯湯槽の定期点検および清掃・消毒

貯湯槽は、生物膜等の付着状況を定期的に点検し、生物膜等の付着を認めたときは直ちに清掃および消毒を行うこと。

(5) 回収槽の清掃・消毒および回収槽水の消毒

回収槽(浴槽から溢れた湯水を回収し、浴用に供することを目的とするもの)の清掃および消毒を定期的に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないよう、別途、回収槽内の湯水の消毒を行うこと。

(6) 屋外風呂(露天風呂)

浴槽水を循環させる方法、原湯を常時供給する方法その他の方法により、浴槽水中の浮遊物その他の汚物を除去すること。

(7) 自主点検

浴室の衛生管理を行う「衛生責任者」を定めること。

衛生管理手引書を作成し、従業者にその内容を周知させること。

点検表を作成し、点検を行うとともに、その記録を3年間保存すること。

【参考】

原水(湯)、上がり用水(湯)の水質基準

入浴施設で使用する温泉や地下水等の原水(湯)や上がり用水(湯)については、定期的な測定は義務付けていませんが、以下の水質基準が定められています。

項目	基準	項目	基準
色度	5度以下	過マンガン酸カリウム消費量	10mg/l以下
濁度	2度以下	大腸菌群	50ml中に検出されないこと
水素イオン濃度(pH)	5.8から8.6まで	レジオネラ属菌	10cfu/100ml未満

2 構造設備に関する基準

平成 19 年 7 月 1 日現在において営業許可を受けている施設には、増築、改築または大規模の修繕が行われるまで適用されません。

(1) 浴槽水を循環ろ過する場合の要件

ろ過器は、1 時間当たりの処理能力が浴槽の容量以上であり、そのろ材は、十分な洗浄または交換が容易に行えるものであること。

浴槽水がろ過器内に入る前の位置に集毛器(浴槽水の中の毛髪その他これに類するものを取り除くための装置をいう。)を設置すること。

浴槽水の消毒を塩素系薬剤等の薬剤を用いる場合、薬剤の注入口または投入口を浴槽水がろ過器内に入る直前の位置に設置すること。

(2) 回収槽の設置

地下埋設を避け、内部の清掃が容易に行える構造であること。また、レジオネラ属菌が繁殖しないよう回収槽内の湯水の消毒を行うことが出来る設備を設置すること。

(3) 気泡発生装置の設置

空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。

(4) 屋外風呂

屋外風呂(露天風呂)を設置する場合は、屋外風呂の浴槽水が屋内の浴槽に流入しない構造であること。

【参考】

浴槽水のレジオネラ属菌等の検査機関(県内)

検査には専用の滅菌容器が必要ですので、検査を希望されるときは事前に検査機関に相談してください。

環水工房有限公司

〒910 - 0347 坂井市丸岡町熊堂3 - 2 - 22 - 8
Tel 0776 - 67 - 7770 Fax 0776 - 22 - 7770

株式会社福井環境分析センター

〒915 - 0802 越前市北府 2 - 1 - 5
Tel 0778 - 21 - 8158 Fax 0778 - 24 - 0968

福井県環境保全協業組合

〒918 - 8068 福井市角折町8 - 3
Tel 0776 - 35 - 4322 Fax 0776 - 35 - 2140

株式会社北陸環境科学研究所

〒910 - 0026 福井市光陽 4 - 4 - 27
Tel 0776 - 22 - 2771 Fax 0776 - 22 - 1701

福井県嶺南振興局二州健康福祉センター

担当:生活衛生課 Tel 0770-22-3747

<http://info.pref.fukui.jp/fukushi-s/nisyuu-hwc/>